

## 電子レセプトに係る審査支援機能を拡充

支払基金では、審査の充実のため、レセプトの電子化の進展に伴い、電子レセプトのコンピュータチェックの範囲を順次拡大しています。

平成22年2月には、新たに構築した医薬品の適応や用法・用量に関するチェックマスターにより、レセプトに記載の傷病名に対する適応や投与量、投与日数の適否について点検するシステムを導入し、9月現在1,955品目の医薬品を対象にコンピュータチェックを行っています。

この度、さらに次のとおりチェックマスターを構築し、平成22年10月審査分から実施することといたしました。

### 1 医薬品の傷病名に対する禁忌及び医薬品の併用禁忌等のチェック機能

医薬品の添付文書に記載されている「禁忌」、「併用禁忌」及び「併用注意」の情報に関するチェックマスターを構築し、これによりレセプトに記載の傷病名に対する禁忌や医薬品の併用禁忌等について、その適否を点検するシステムです。

今回は、791品目を対象としています。

### 2 診療行為と傷病名の適応関連チェック機能

医科診療報酬点数表の告示または関連通知において、診療行為に対する傷病名の適応が明確に示されている診療項目に関するチェックマスターを構築し、これによりレセプトに記載の傷病名に対する適否を点検するシステムです。

今回は、164項目の診療行為を対象としています。

### 3 歯科における傷病名部位（歯式）を特定したチェック機能

ブリッジの抵抗力を算出し、その保険適用の適否の点検、同一部位に係る欠損歯と現存歯の重複の点検、また、歯種、歯数またはブロック単位に点数が定められている診療行為とレセプトに記載の傷病名部位との適否を点検するシステムです。

今回は、ブリッジの保険適用の適否等のほか、77項目の診療行為を対象としています。

支払基金としては、今後とも、審査を支援する機能の拡充に取り組んで参ります。



社会保険診療報酬支払基金

—— 基本理念・私たちの使命 ——

私たちは、国民の皆様信頼される専門機関として、診療報酬の「適正な審査」と「迅速な支払」を通じ、国民の皆様にとって大切な医療保険制度を支えます。

### < 本件に関するお問い合わせ >

社会保険診療報酬支払基金 広報室広報課 E-mail:[honbu@ssk.or.jp](mailto:honbu@ssk.or.jp)

TEL 03-3591-7441 内線(751・753) FAX: 03-3591-6708 <http://www.ssk.or.jp/>